

---

令和3年 第2回 球磨村議会定例会会議録(第6日)

令和3年3月17日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

---

議事日程(第3号)

令和3年3月17日 午前9時59分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(10名)

1番 板崎 壽一君	2番 東 純一君
3番 犬童 勝則君	4番 小川 俊治君
5番 高澤 康成君	6番 舟戸 治生君
7番 嶽本 孝司君	8番 多武 義治君
9番 田代 利一君	10番 松野 富雄君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 友尻 陽介                      書記 日隠 啓知

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 .....	松谷 浩一君	副村長兼復旧復興課長事務取扱 .....	門崎 博幸君
教育長 .....	森 佳寛君	総務課長 .....	山口 隆雄君
ふるさと創生課長 .....	高永 幸夫君	税務課長 .....	境目 昭博君
住民福祉課長 .....	大岩 正明君	保健医療課長 .....	松村 玲子君
生活環境課長 .....	戸屋 武文君	産業振興課長 .....	犬童 和成君

建設課長 ..... 上 薮 宏君      会計管理者 ..... 假屋 昌子君  
教育課長 ..... 永椎樹一郎君

---

午前9時59分開議

○議長（多武 義治君） おはようございます。傍聴の方、本日も大変お世話になります。

本日は、全員ご出席です。これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあるとおりです。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（多武 義治君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告順に従い、これから、順次質問を許します。

まず初めに、4番、小川俊治君、質問時間は60分です。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

昨年の10月、球磨村復旧、復興基本方針が示され、さらに2月1日現在での球磨村復興計画案で説明を受けました。この間、新型コロナウイルス感染防止の観点から、住民説明会での説明と、意見等聴取が延期され、今日に至っています。基本方針でのかさ上げ地高台の予定地や、国交省の治水対策の新聞報道をめぐり、様々な憶測が憶測を呼び、球磨村基本方針が一人歩きする混乱が生じております。基本計画提示から5か月、この間、何も対策を講じることができなかったのか伺います。

第2回むらづくり懇談会が19日より開催され、復興計画の内容説明と意見聴取が行われますが、住民の意見はどのように計画案に盛り込まれるのか、また、地域別協議会の立ち上げの働きかけが盛り込まれていますが、その協議会での協議内容は自発的なものか、また、地域課題を提起しての協議の場にするのか伺います。様々な機会を通しての意見要望は、どのような形で今後計画に盛り込まれるのか伺います。

次に、治水についてでございますが、球磨川事業、球磨川流域の復旧、復興に向けてが、先日、国交省から説明を受けました。意見要望については、詳細はさらに意見を伺った上でとしながら、具体的にならない事案もございました。緊急治水対策としての事業説明であり、村の治水に対する考えと、むらづくりに対する考えを、この事業に、どのような形で対応されたのか伺います。

次に、教育行政について伺います。

学校教育は、憲法26条の下に、教育基本法、学校教育法を規範に組み立てられていると思います。この規範に沿う形、いわゆるこの規範の範疇の中で進められている学校現場での小学校学習指導要綱があり、学校経営、いわゆる学校教育目標があります。この学校経営について、この

理念と概念について伺います。

最後に、災害後に一勝地小学校から、2学期に球磨中に学習の場を移すことになる渡小学校児童の、現地での学習できる日はいつになるのか、渡小学校の再編のめどはあるのか伺います。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君の質問に、執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの小川議員の質問についてお答えいたします。

まず、通告にあった内容についてご説明をさせていただきます。

復興計画案についてでございますけども、2月10日から28日までの間、仮設住宅団地内のみんなの家や、役場庁舎、田舎の体験交流館さんがうら等に設置するとともに、村のホームページに掲載して、広くご意見を聴取し、計画に反映した意見もございます。

今後、地域別協議会を立ち上げていただき、その中で復興計画に基づいて、地域の課題や将来像を話し合っただきながら、災害や避難等に対する備えや、新しいコミュニティづくり、地域の持続的な発展につながる計画づくりなどを進めていただくこととしております。

なお、復興計画に関する懇談会を3月19日から25日の間の、6会場で開催する予定であります。

次に、治水対策について、国、県の方針と村としての考えについてのご質問でございますけども、議員ご指摘のとおり、復旧、復興に向けて村の方針を強く打ち出していく方法も考えられますが、令和2年7月豪雨は、多くの住宅や道路、橋梁などのインフラが破滅的な被害を受け、25名もの貴い命が失われるなど、本村がこれまで経験したことのない未曾有の大災害でありました。

熊本復興、復旧有識者会議からの提言では、従来の対応や一般基準を越えて、流域全体の安全のための進むべき道を根底から考え直さなければならないとされたこともあり、村民が安全に安心して暮らせる環境を整えるには、まず、治水対策の道筋が示されることが重要と考え、流域市町村と連携しながら、国や県に対して抜本的な治水対策や住まいの再建、支援等について要望を行ってきたところでございます。

国、県における治水対策の検討においては、球磨川豪雨検証委員会や球磨川流域治水協議会など、各プロセスを踏みながら、慎重に進められ、今年1月末に球磨川水系緊急治水対策プロジェクトが打ち出されました。3月12日、13日には、国から本村における治水対策の概要が村民に説明され、復旧に向けた具体的な取組を前に進めることができるようになったものと考えております。今後も引き続き、国や県と連携しながら、安全に安心して住み続けられる本村の復旧、復興に向けた取組を加速させてまいります。

教育行政につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） それでは、教育行政について答弁をさせていただきます。

小川議員のほうから、通告もいただいております、そこも含めたところで答弁をさせていただきます。

学校経営の概念と過疎地における学校教育行政の在り方、そして渡小学校の現地開校の見通しという3点について説明をさせていただきます。

まず、学校経営の概念についてですが、学校教育の場において、会社とか企業で用いられる、この経営という言葉、余り耳なれない表現かもしれませんが、教育現場では、以前から学校経営という考えは定着しており、毎年度ごとに学校経営方針を作成し、保護者または学校運営協議会委員などにお示しをしております。令和2年度からは、学校経営方針ではなくて、これはグランドデザインと示して、もっと分かりやすい表現方法に変えてもおります。

学校とは、教育の効果と効率を目指して、意図的に設定された教育機関であります。その学校には、教職員、そして児童生徒などの人的な資源、そして校地、校舎、教材教具などの物的資源、地域の伝統や教育力などの文化的資源、そして管理費などの予算の経済的資源がありますが、校長は自らが設定した学校教育目標の達成に向けて、それらの資源を適正に組織化し、機能的に活用し、最も有効な手段で学校運営を行うことが求められています。

つまり、会社でいえば、社長が業績アップ、利潤追求に向けて会社を組織化して経営に取り組まずけど、学校では、校長が学校教育目標の実現に向けて、学校運営管理統括、そういうマネジメントをしていくこと、この一連の営みを学校経営と申します。

2点目の過疎地における学校教育行政の在り方というご質問です。

まず、都市部と過疎地での教育を比較したとき、一番大きな違いというのは、人口格差に伴う児童生徒数の違いであり、そのことによって生じる、学校規模の格差であるといえます。現在、球磨村の小学校は、両校ともに全校児童が70名程度の小規模校であります。来年度からは児童数の減少により複式学級が発生し、渡小は69名、一勝地小は60名と、70名を割り込み、さらに小規模化が進みます。球磨中学校も今年度83名の生徒数から、来年度は1学年二十数名の72名に減少していきます。

本来学校は、子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、そして切磋琢磨しながら知識とともに社会性や規範意識を身につけ、一人一人の能力や資質を伸ばしていくところです。本村のような小規模校においては、幼少期からのある面、固定化した人間関係の中での育ちとなり、大規模校のようなクラス同士が切磋琢磨するような教育活動が、なかなかできないため、集団での生活を通じ、多様な物の見方、また考え方、表現の仕方に触れることが難し

い点がございます。

しかし学校規模の大小によって学力の差につながることはありません。小規模校のメリットとしては、学級の人数が少ないため、教師の目が行き届き、児童生徒の実態に応じた、きめ細かな指導ができること、また、ICT教育機器などの教材教具を一人一人に行き渡らせやすいこと、そして地域の教育との連携がしやすいことなどがメリットとして上げられます。

今後、球磨村では少子化及び災害の影響等により、児童生徒の減少は避けられない問題と思いますが、教育委員会としましては、小規模校のメリットを生かした、球磨村ならではの特色ある教育の推進に努めてまいります。また、村の教育の将来像を描きながら、小中学校の統合、また学校再編についても検討を進めてまいります。

3点目の渡小学校の現地開校の見通しについてですが、現在村で進めております球磨村復興計画では、計画期間が令和2年度から10年度までの9年間となっており、令和5年度までの4年間を前期、そして復旧、復興について策定し、令和6年度から10年度の5年間は、第6次球磨村総合計画の後期計画、ここに一本化することになっております。

計画では、前期計画において、教育環境の在り方の検討として、渡小学校の教育環境の改善、そして仮校舎での教育活動の充実、併せて小中学校の再編整理の検討を行うこととしております。

今現在の被災者、渡小学校の敷地については、安全な宅地のかさ上げ等の候補地となっており、今後の整備の方向性が示された後に、住宅地になるのか、小学校の敷地になるのかが決定されていくということになります。仮に、小学校の建設予定地になった場合も、かさ上げ等の造成工事が必要となりますので、造成工事から、そして校舎の建築までは、相当の期間を有すると思われるので、今の段階での現地での再開の見通し、これがいつからとかいうことは、見通しが立っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） まず初めに、10月に村が基本方針を出されました。住民懇談会での説明が予定されておったんですけども、新型コロナウイルス感染拡大の対策を考慮されて、ずっと延期になっております。

そして、私ども議会には、3月10日現在での復興計画案が説明をいただきました。その間に、渡地区の島田から小川にかけてのかさ上げ予定地案が示されて、そのことが、やはり学校がなくなるというそういった受け止めが、これは全く憶測だろうというふうに思いますけども、広がったことは事実です。

そういった状況がございましたので、10月から3月までの間の、その間に村としての対応、これはどういうふうにお考えなのか、これは後ほど、また懇談会を、あるいはいろんな意見聴取

含めて、そういう場が設けられるというふうに思いますが、その一つ一つのスパンの中で、いろんな問題が、いわゆる一人歩きをするという状況を避けるためにはどうすべきかということも含めて、この実態に陥った状況について、どういうふうにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（多武 義治君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 村長の答弁の中にも一部ございましたけども、昨年暮れに開催する予定でございました第2回の懇談会が、新型コロナ等の影響で実施できないというところでございまして、そういったところをカバーといいますか、フォローするために、役場庁舎であるとか、仮設住宅内のみんなの家、それから公共施設等に意見を求めるような設置箱を設けて、意見を聴取したところでございます。

そして併せまして、村のホームページ等にも復興計画案を掲載させていただいて、意見を聴取させていただき、反映できるところは反映させていただいたところでございます。

なお、策定委員会につきましても、第3回が開催できませんでしたので、書面ということで開催させていただいて、委員の方々から広くご意見をいただいたところでございます。

それから、年末に第2回のアンケート調査、1回目は個人宛て15歳以上の全員に送付させていただいて意見を求めたところでございますけども、年末には第2回のアンケートということで、世帯を対象に全世帯対象にアンケート調査を取らせていただいて、現在のご意向等を拝聴し、できるところは、復興計画で反映できるところは反映しているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 仮設内やらホームページに掲載されて、広く村民の意見を求めたということでございますけども、果たして村民がそれを見て、じゃあこういうふうに思っているかということで、村に、そういった点について要望、意見として上げられたことは、数件あるかというふうに思いますけども、ただ村全体として、そのことがしっかり伝わったかという、全く伝わっていないんです。そのことで、いわゆる憶測が出てきたということですから、今後のことも考えますので、ぜひそこはしっかりと受け止められて、どういったスケジュールで、そういったことが起きない形、どういうふうにするかということが大事だろうというふうに思っております。

正直言って、私も島田から小川にかけるいわゆるかさ上げの予定地によって、渡小学校がなくなるんばいという、そういう話が広まったことは間違いありません。そのことは、いわゆる当初の10月の基本方針の中では全く学校については織り込まれていないんですよ。悪い受け止めの中で考えてしまうんですけども、そういうことが出ることは予想しながらも放置をして、いわゆる今回の復興計画案に盛り込むための、何か方策として考えたんじゃないかという、そういった

ところまで私自身思いました。放置をされたことについて。ですから、絶対こういうことがないような形を今後取っていただきたいというふうに思います。

次に、今後懇談会やら様々な形で意見の聴取が行われるというふうに思いますけれども、この意見、要望等について、復興計画にどういうふうに盛り込まれるのか、あるいは盛り込まれて、現在の計画が修正をされる場面も出てくるかというふうに思います。それはどういうふうに周知をされて、どういうふうに全体化をして、さらにそのことをどうもってどう意見を聴取するのか、そういった道筋について、どういうふうに考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） まず、復興計画案につきましては、第4回目の策定委員会を開催させていただいて、それから昨日委員長のほうから答申をいただいたところでございます。各委員さんの中でも意見がございまして、この復興計画というのは、その時代のステージ、ステージに応じて変更していくということも必要じゃないかなという、そういったご意見もいただいておりますので、そういったところも踏まえた上で考えていきたいというふうに思っておりますし、また、地域別協議会につきましては、地域、地域の課題等があると思いますので、自発的などころで運営等を回していただきながら、皆さん方で、じゃあ自分たちの地域はどうするのかと、こういったいろんな課題に対して、どういうふうに対応していくのかというのをいろいろ協議していただいて、地域でできるところは地域で解決しつつ、地域で解決できないところについては、村と一緒にいろいろ考えていくと、そのような形でできればいいなというふうに考えているところでございます。

なお、地域におきましての、今回被害の状況等も異なるところがございまして、テーマもいろいろ変わってくるかなというふうに思いますけれども、喫緊の課題というところで、皆さん方で話をさせていただいて、テーマを設定していただいて、そういった形で推進していってもらえたらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 2回目以降は15日から順に開催をされていきます。今の答弁で考えますと、いわゆる変更の有り得ると、変更された場合、こういった形で、またそのことについて村民の方に示し意見を求めるのかという、そういった場の提起というのは、どのように今後考えるのか。

9年間という前期、後期に分かれておりますけれども、9年間というスパンの中で、それを繰り返し、繰り返しやっていかれるというふうに思いますが、そのスパンというのは、1年なのか半年なのか、こういったところを想定して考えておられるのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 復興計画案のなかにもお示ししていますように、令和2年から5年までが復興計画の復興期間、それから、令和6年以降10年までが、復興発展期間ということで定めさせていただいているところでございます。進捗管理につきましても、社会情勢、経済情勢の変化や復興の状況を鑑みて、必要に応じて見直すというところでうたい込んでおりますので、その状況に応じて、例えば年単位になるとか、そういった形で見直す必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 今回、提案された内容についてでございますけど、詳細な部分は、これから村民の意見、要望等を聞かれて、より具体的になっていくというふうに思いますが、まず、全体的に見まして、具体性に乏しい、全てではありませんけども、具体性に乏しいところが多く見られる、そういう感じで受け止めました。

先ほど申しあげましたように、これからより具体的に村民の意見、要望を踏まえて取り組んでいかれるというふうに思いますが、その考え方は、提案にもございましたけれども、その主体は住民であるというのが基本であります。ぜひ、このことを忘れることなく、取組を進めてもらいたいというふうに思います。

住民主体というのは、その意見、要望を取りまとめる過程、やり方、これを相当しっかり考えていかないと、なかなか思うように取りまとめができないという状況が生じてくるというふうに思います。

先ほども申しあげましたように、地域別協議会において、答弁の中では自発的に、この地域はどういうふうにしようかなというそういうものを取り上げていただいて、協議会を開いて、それぞれ議論をしていただきたいという、その思いのようでございますけれども、提案の中に重要課題として位置づけられているものいっぱいあります。これを一つ一つ、協議会の中でも、ぜひこの点については、その地域の課題に合うようであれば、それを取り上げて地域で論議をしていただきたい、そういった形で、何回も何回も繰り返し、やっぱり地域の中で話し合う、そして、それが本当にしっかりとした、今後の復興計画に盛り込まれる、そして、それを主体的になるのは、そこで論議した住民が主体であると、こういうこと、形で進めていかなければならないというふうに思いますが、村長として、これについてどういうふうに考えられるかお伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。まさしく今、小川議員の言われるように、地区別協議会で話し合う内容というのは、そこそこ、地域地域、それぞれの課題があると思います。



それを話し合っていていただいて、住民の方々の意見を復興のほうにつなげていく、それが理想だろうと思いますので、村としても、その方向でやっていきたいと思っています。

また、地区別協議会の中では、もちろん村の職員にも入りますし、まちづくりの専門といえますか、詳しい方も入っていただきますので、そういう方と協議をした上で、いろいろ決めていていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） これは、少し具体的な内容に入りますけども、一つだけ、先日の国交省の説明の中で意見として出てまいりましたものが、公費による解体の申請が3月末までだけでも、まだそのことについて、悩み結論が出ていないで、残してもらえないかという話がございました。期日も迫っておりますので、そのことについて1点のみ具体的な中身としてお伺いをいたします。延ばせるのか、3月末で終わるのか、じゃあその対応はどういうふうにするのか、この辺について、ぜひお伺いをいたします。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 公費解体について期限の延長はあるのかないのかということで、当日、会場のほうでも私のほうがお答えをさせていただきましたので、お話をさせていただきます。

今回、罹災証明発行しておる件数ございます中で、1件、1件、今どのような状態なのか、公費解体の申請をされておられるのか、されておられないとすれば、例えばその応急修理をされるのか、そういったことで、今1件、1件調査をさせていただいているところでございます。

現状といたしまして、今、320件を超える家屋のほうで、公費解体の申請のほうしていただいていますので、先日の会場の中でも、お二人の方からそういったご意見をいただきましたので、担当課のほうもその旨伝えまして、その方がどういう状況なのかというのを、直接聞き取りをするようにということで、指示を出しておるところでございます。

この公費解体につきましては、今のスケジュールで申し上げますと今年の令和3年度9月までを目標に公費解体申請していただいているところについては、解体を終えたいということでございます。

なぜかと申し上げますと、今各業者、人吉もございますし、芦北町のほう、今同時に公費解体を進めておる中で、一体的に進めていかないと、ある程度、例えばこれが終わった時点で、1件だけ公費解体が、申請が上ってきたということになりますと、なかなかそこから工事的な解体ができないとか、業者の確保というところもありますもんですから、今の時点で9月末を目標にということで、業者の手配ですとか、そういったこともございますので、一旦3月末で閉じさせていただきまして、個別にまたいろいろ出せるか出さないかというな、悩んでいるんだということ

方につきましては、直接聞き取りをさせていただきまして、どういう状況なのかというのをきちり把握をさせていただいた上で、ご相談に応じさせていただきたいというところでございます。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） ぜひ、罹災証明を受けられたところについては、もれがないように、本当にご本人さんが後悔をされることがないように、ぜひ対応いただければというふうに思います。

次に、治水について伺います。

まず、治水について、先般、国交省から説明を頂きました。国並びに県の方針がしっかり定まらないと、村の復興は先に進めないのか、まずここが1点ございます。

2つ目には、復興の予算ですけれども、当然村の予算、独自予算だけではどうにもならない状況がございます。要望をやって、国、県から補助金をいただかなければどうにもならない状況ですから、国、県が握っている財政、これがしっかり裏づけとして取れなければ先に進まないということなのか、あるいは村の復興の考えと国と県との考えの違いによって、国、村の方針で押し切られるという、このことについて、2点についてお伺いいたします。そのようなことがないような形で、どういうふうに進めるかお伺いをいたします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先ほどの答弁でも述べさせていただいたとおり、確かに村の方針をまずもって示した上で、国、県のほうに要望していくという考え方もあるとは思いますが。

ただ、村としては、今回12、13日に、国から治水の方向性が示されましたけれども、それを待って、これからスピード感を持って、いろんな対応をしていこうということで今まで進めてまいりました。

国のいろいろ治水に関する方針というの、二転三転していろいろ、今まだしっかりと固まっていないような状況です。ですから、今後は、もちろんきちんと村の方向性、地域別協議会で、きちんと皆様から意見をいただいた内容で、国のほうには要望していきたいと思っております。

私は以上です。

○議長（多武 義治君） 補足説明はありませんか。副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 若干補足をさせていただきます。

まず1点目の、国、県が決まらないと進めないのかという話の中で、例えば技術的な話としまして、先般の治水対策の説明会の中でも、ようやく皆様に説明することができるようになりましたと、今後につきましては、まだこれからいろいろ調査をさせていただきながらというような話がありましたけれども、例えば、かさ上げはどの高さまで、今の堤防を上げるのか上げないのか、じゃあかさ上げする高さをどこまでかさ上げの基準のところとして、というような話は、ま

さしく技術的なところの話でございますので、これは国の治水対策の議論の中で、実際の水位をどこのところに持っていくのかというところが決まらなないと、次のステップに入れなというところだろうと思っております。

それから、2点目の国、県の方針にというふうなところにつきましては、もう今回の復興計画につきましても十分、国あるいは県とも調整をしながら、計画を策定しているところでございますので、今後も先ほど村長が申しあげましたように、とにかくスピード感というところが、今村と国のほうで温度差があるのかなというところでございますので、その格差を埋めるような形が最優先だろうと思っておりますので、そのところでは、強く国のほうにも要望してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 国交省の説明会に来られた方については、まだ具体的になっていないので、生活優先で、それぞれ考えていただきたいというような話がありました。

しかし、来られた方は、それは分かるんです。来られた方は、ああそうかって。高台あるいはかさ上げについても、生活を優先して、例えば現地に上って、リフォームしたりする方もおられましょう。そうしても、そうされたとしても、いわゆる今後、移転やらかかる費用については、国が見ますということですから、それは来られた方は分かるんですけども、来られていない方、じゃあこの方についてはどういうふうに対応するのか、これはもんもんとした状況で過ごされているというふうに思います。どしよかなという、そういう本当に苦しい立場でおられる方もおられるというふうに思いますので、ここはぜひ本当に1件、1件残りなく、やっぱり説明し、考え方を理解を頂くような、そういう方策をぜひ取ってもらいたいというふうに思います。このやり方についてどういうふうにお考えなのか伺います。

○議長（多武 義治君） 副村長。

○副村長（門崎 博幸君） 先般の河川の治水対策の説明会、欠席された方も多いのでというふうなお話でございました。

今回、復興計画で今回、むらづくりの懇談会を実施いたしますけれども、その場の中で、復興計画の説明と併せまして、先般河川の治水対策のほうで説明がありました、特に球磨村に関わる部分につきましては、改めて欠席された方に対しましてということも含めて、ご説明をさせていただくことにしております。

それから、今後、現地の調査ということで国のほうが入るということでございます。基本的には、その事業主体としましては、今回の治水対策は、国の事業ということでございますので、工事全般に係る部分につきましては、当然、国が実施主体でございますので、実施主体として責任を持ってそこは説明をしていただくということになろうかと思っておりますが、ただそこは国に

任せるのではなくて、必要に応じて、当然村としても、そこは一緒にやってということ考えております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） もれがないように、ぜひ進めてもらいたいというふうに思います。

また、国、県に対する様々な要望が、当然出てくるというふうに思いますけども、国、県の方針が遅れることによって、いわゆる村から離れる方も多くいらっしゃるし、あるいは、もう諦めたという方も出てくるというふうに思います。ぜひ、そういうことがないような、課題によってはスピード感を持って対応を、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、教育行政でございます。教育長より、学校経営について、詳しくご説明をいただきました。この学校経営に沿って、今、学校現場で一生懸命頑張っておられる関係者の皆さんに、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

過疎地における今後の学校教育の在り方についても答弁いただきました。ただ、球磨村において、今回の災害の中で、大きく変化をしていこうというふうに思っておりますけども、学校教育というのは全て憲法の中で補償されておりますし、地域によって、そのことが、平等性が欠けるということがないような形で、ぜひ取らなきゃならないというふうに思います。

そこで、先ほどから申し上げておりますように、渡小学校の現時点での再開について、当面は、今の一勝地小学校から球磨中に移る、そして、その教育環境を整えることが大事だというふうに言われておりますし、今後9年間、5年と4年のスパンの中で、そのことは具体的に、今後検討したいという形になっておるようでございますけれども、今回の、検討するという考え方の中に、いわゆる子どもの減少に伴う複式学級、そのことが、今の国の方針ないしは県の方針、基準があって、そうせざるを得ないということだというふうに思いますが、この基準について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） 複式学級についての基準ということですけど、この義務性の小中学校における児童生徒数というのが、義務標準法というので定められております。これ学級編成の基準といいますか、標準数値が示されておるわけで、その中で、この複式学級というのは、2学年の児童数を合計した数の16人以下になった場合、16人までは、もう複式学級で運営してよいという法がございます。ただ1年生を含む場合は、8名以下、9名おった場合には、もう1年生と2年生分けることができるんですけど、8名までの場合は、もう1年生をどっか1年3年とかを複式学級にすることになっております。

これは、必ず複式化しなさいではなくて、できるということですので、そういう標準と示して

おります。ですから、解消することも、村の財源とか人的確保ということではできないことはないことでございますが、現在の法律では、法の規制としては、こういった基準、標準が設けられております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 国の基準に従って、絶対しなければならないということではないということであれば、村が持ち出すあるいは県が持ち出す、いわゆるとりわけ学級数に応じた教職員の定数配分が決まった、その財源がやっぱり問題になってくるだろうというふうに思いますけれども、その辺について、もう少し詳しくお知らせいただければというふうに思います。

○議長（多武 義治君） 教育長、森佳寛君。

○教育長（森 佳寛君） この教職員の定数配置というのは、結局もう国のほうで予算化されて下りてきますので、この標準とはいいますが、大体それに人数に応じて、もう10月の段階で次年度の学級編成というのを、提出をしております。それに依拠して、教職員が配置をされて、もう3月には内示を受けて新年度スタートしていくという流れになっていっております。

ですから、県のほうからの配置というのは、標準数に応じた形での教職員配置となっておりますので、それ以外で複式を解消するというのであれば、市町村の財源、そういったもので人件費を賄うしかございません。承知かもしれませんが、あさぎり町とかでは、須恵小学校の複式化を解消するために、町で職員を雇用して、複式解消を図っているというところもございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 多分に、今回提案をされております、いわゆる小中学校の統廃合、これ村長の施政方針の中でも取り上げられて、方針として出されました。かなり強い意識を持って対応されるのかというふうに思って聞いたところなんですけれども、このいわゆる複式について、解消するために、村がお金を出して、教職員の定数を、学級数に合わせる形での対応はできないのか、村長伺います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 村の教育に関しましては、今後、今議員が言われたようなこと、教育委員会とともに検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 再度伺いますけれども、複式学級のデメリットを意識して、あるいは財政を意識して、統廃合という検討に入るというお考えなのか、いや違いますという考えなの

か、その2点について、どういうふうにご考慮しておられるか伺いをいたします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） まずは、教育環境の改善ということで、まずそれが一番の目的でございます、財政面とかそういうのは、今のところ考えてございません。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君、残り5分です。

○議員（4番 小川 俊治君） 最後になりますけれども、今回示されました復興計画については、策定委員会の中で、一生懸命議論をいただいてでき上がったものというふうな受け止め、村は答申を受けて、今後具体化をされていくというふうな思います。

当然、この計画については、先ほど申し上げましたように、住民、村民の意見をもとに、また住民、村民が主体となって取り組んでいくものだというふうな思います。

東日本大震災から10年が経過をいたしました。インフラ整備については、ほぼ90%が完了しつつあるというふうな報道がなされました。ただ、この東日本大震災で震災をされた多くの地域では、高齢化が進み、働き手の若い人たちの流出が止まらないと、こういうことも報道をされております。

そういった状況を考えると、当然、私どものこの球磨村における復興の取組については、そのことを意識をしながら、進めていくべきだろうというふうな思います。

先ほども学校問題について触れましたけれども、仮に統廃合の選択の道を選ぶのか、あるいは複式で存続させるのか、それはこれからの課題かというふうな思います。

学校がなくなれば、ほぼその地域は過疎化の流れは急速に強まるというふうな言われておりますし、その地域は衰退をされるというふうな聞いております。また、現実的にそういうところが多くございます。

そういったことを念頭に考えますと、これから進めるべき道は、いわゆる人口減少する、そのことをやっぱりしっかりと視野に入れた対応をしていられないといけないというふうな思いますし、復興して、そこに住む人々が本当にふるさとで生活できて本当にいいという状況をつくり上げることが大事だろうというふうな思います。ぜひ、そういう意味では、村民皆さん全てが大変な厳しい道のりを、今後歩むかというふうな思います。また、村当局におかれても、大変苦しい、厳しい立場も出てくるかというふうな思いますが、村長、ぜひ今後、場合によっては、国、県に対する詰め寄ったそういう迫力のある、ぜひ姿を村民に示しながら、安心安全を確保していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君の質問が終わりました。

○議長（多武 義治君） ここで、10分間休憩します。

午前10時59分休憩

---

午前11時06分再開

○議長（多武 義治君） それでは、休憩前に続き会議を再開します。

一般質問を行います。

次に、6番、舟戸治生君、質問時間は60分です。6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 議長にお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

令和2年7月豪雨災害で球磨村は変わり果てました。だけど、この災害で、食べ物の大切さ、水のありがたさ、家族や友達の大切さ、当たり前のできていたことがどれだけ幸せなことか。生業の活力回復や雇用確保、農林業の導入等による地域産業の再建支援への取組、大変だろうが頑張らなくてはならない。先はまだまだ遠いが、お互いに気力と知恵を絞り出し、乗り越えなければならない。しかし、大きな自然の前には、いかなるものをつくろうと、人間の力というのは非常に弱いものであります。そして、今年の梅雨はどうだろうか、恐怖を思い起こさせる、あの日不安でいっぱいだった私たちに、温かい言葉をかけてくれた消防団員に敬意をささげたい。こうしたことへの後押しということで、一般質問をさせていただきます。

それでは、まず行政運営について。

令和3年第1回球磨村議会臨時会において、令和2年7月豪雨災害から復旧・復興に関わる業務を加速させるために、組織をスリム化することにより、意思決定の効率化を図り、あわせて住民に分かりやすい組織の構築を目的として、球磨村課設置条例の全部が改正されましたが、様々な問題に挑戦する意識と能力を持った職員をどのように育成していかれるのか、伺いたいと思います。

次に、消防行政について。

古きよき伝統と長い歴史に裏打ちされ、ひたむきに地域社会に奉仕する消防団員が、誇りと夢と大きな希望を持って郷土を守っている、この輝かしい伝統の業績を次世代まで伝えていく、消防団員の処遇改善の状況を伺いたいと思います。

次に、防災対策について。

令和2年7月豪雨災害が発生しました。人吉盆地南縁断層もありますので、地震も気になります。災害発生は昼夜を問わないが、特にコロナ禍の避難所運営も含め、球磨村の今後の防災対策に貴重な参考事例になるのではとっております。

そこで質問します。交通機関が止まっている深夜に大災害が発生し停電した場合、職員の招集と避難所への派遣はどう対処されるのか、伺いたいと思います。

次に、河川・道路整備について。

道路・河川・橋梁などが被害を受けて、通勤通学のほか日常生活で大きな障害となっています。球磨村の経済にとって欠かすことのできないのが河川・道路整備であると思います。橋梁の高さ、止水栓はどうか伺いたいと思います。

次に、簡易水道事業について伺います。

平成28年に渡配水区、内布配水区、一勝地配水区、三ヶ浦配水区の4簡易水道を統合し、球磨村簡易水道となり、現在に至っています。近年の水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少による水需要の減少傾向などで収入増が見込めず、今後ますます厳しい経営を強いられることが予想され、設置後、相当年数が経過した各施設は、老朽化が進んでおり、今後施設の更新や耐震化は急務であります。そして、令和2年7月豪雨災害で絶大な被害を被り、多大な費用が必要であり、水道事業は深刻な課題に直面しています。

そこで、今後の人口減少等による収入の低下や、財務内容の改善を考慮し、将来に向けて水道料金の改定についてはどのような考えをお持ちなのか、伺いたいと思います。

次に、農地農業用地施設の災害復旧について。

令和2年7月豪雨により被害を受けた農地や農業用施設について、早急な復旧工事を行い、営農の維持並びに経営の安定化を図ることが急務であり、責務だろうと思います。まず、農地農業用施設の被害状況を伺いたいと思います。

再質問は、質問席より行います。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ただいまの舟戸議員の質問についてお答えいたします。

まず、行政運営についてでございますが、本年度から令和6年度までの5年間で、定年により9名の職員が退職となる予定です。職員年齢構成の変化や職員の世代交代により、豊富な知識経験や技術を持つベテラン職員が退職した後、若い職員が十分な経験を積むことのないまま、管理的ポストに就くことがないように、採用後5年目には、業務改善、変革意識の醸成を図る研修、10年目にはティーチング、コーチングなどの部下育成に必要なコミュニケーションの醸成を図る研修を行っているところであります。

あわせて、人事評価制度を活用し、その職員が持っている能力や不足している能力について評価を行うとともに、業績評価中間、業績評価確定、能力評価確定時の年3回、所属課の職員に対し、管理職が面談を行い、育成・指導にも努めております。

次に、消防行政、消防団員の処遇改善の状況についてお答えいたします。

第6次球磨村総合計画において、安心・安全な暮らしの環境づくりを基本目標の一つに上げており、消防団員の処遇も関連するものとして、最大限の対策を行う必要があるものと考えており



ます。

ご指摘のとおり、消防団員は球磨村住民の生命と財産を守るため、誇りと希望を持って職務に励んでおられるところであり、村では、消防団員の処遇改善として、平成28年4月に団員報酬の改正を行い、継続的な消防団員活動の動機づけとして対策を行ってきたところでもあります。

また、消防団員が活動しやすい環境の整備といった側面からも、可能な限りの対策、支援を行っており、消防ポンプ積載車の更新、災害等の対応における団員同士の連携手段であるIP無線機の導入も行っていました。今年度も、団員活動服の更新整備を実施しているところでもあります。

次に、防災対策についてお答えします。

大災害が発生した場合、停電に加えNTT回線など、有線電話による通信の途絶や交通網の遮断等による移動の制限が想定されます。

この際の職員の招集といたしましては、過去の経験や、これまでの職員全体の緊急参集訓練も行っておりますので、それぞれの判断に基づき行動することとなります。

緊急参集訓練では、一定時間であれば電源が確保される携帯電話と、バックアップ機能のある職員個人所有の通信機器も使っており、停電初期の段階であれば、一定の職員の招集について、連絡は取れるものと考えております。

また、避難所の対応についても、職員所有の通信機器の連絡、対応が可能となる体制を講じているところでもあります。

今回の7月豪雨においては、大規模な停電、交通機関の停止、道路の寸断も発生しましたが、職員はそれぞれ身の安全を確保しつつ、自家用車などを使い、役場に参集できる職員は役場へ、最寄りの避難所で勤務できる職員は避難所での勤務を行ったところでもあります。

次に、河川道路整備についてお答えします。

令和2年7月豪雨により、球磨川に架かる橋梁が、球磨村だけでも沖鶴橋、相良橋、JR球磨川第2橋梁、松本橋、大瀬橋、神瀬橋の6橋が被災し、いまだ通行不可能となっております。このうち3橋は、村道橋ですが、国土交通省の代行事業として復旧をしていただくこととなっております。

現在、再度災害防止に向けた球磨川水系緊急治水対策プロジェクトが進められており、村内でも輪中提、宅地かさ上げ、引堤、遊水地等の整備が検討されているところです。橋梁自体の高さは、その河川沿いの治水対策後の高さに関連しますので、橋梁を架ける位置も含めて検討中と聞いております。

次に、簡易水道事業についてお答えします。

将来に向けての水道料金につきましては、議員ご指摘のとおり、令和2年7月豪雨で被災した

施設の災害復旧費はもとより、既存施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれます。

水道事業は、独立採算を旨としており、原則水道料金で運営されていますが、人口減少に伴い給水量が減少し、水道事業の収益が減少することによって水道事業の経営状況が厳しくなることが予想されるところです。さらに、経営状況が悪化することにより、施設の更新など必要な投資が行えず、老朽化が進行することで、漏水等の事故が増加するなど、水道サービスの低下も懸念されるところでございます。

以上のことから、経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的な料金水準の改定は、将来的には必要であると考えます。しかしながら、水道は住民生活に直結したものであり、利用者にとって水道料金の改定による影響は非常に大きいものであると承知しておりますので、国の施策並びに近隣市町村の動向を注視しながら、慎重に検討してまいります。

次に、農地農業用施設の災害復旧についてでございますが、先日、田代議員の質問でもお答えしましたが、昨年12月まで終了した農地等災害復旧の査定額により、ご説明いたします。

田んぼが178件で被害額13億4,302万円、畑が34件で被害額2億2,633万3千円、農地合計の被害額は15億6,935万3千円です。

また、農業用施設の被災状況は、水路が45件で1億9,237万8千円、農道が24件で1億4,999万9千円、頭首工が21件で2億7,011万5千円、農業用施設合計の被害額は6億1,243万2千円となっております。トータルの被害額は21億8,178万5千円という状況でございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 行政運営についての再質問です。

先ほど行政職員の育成について質問を行いました。私の考えでは、職場における様々な場面を人材育成に生かしていくことが必要だろうと思います。

そこで、質問ですけれども、職員のやる気を醸成し、個々の能力を最大限の発揮させるよう改善していかれると思いますが、考えを伺います。

また、職員の適材適所による配置については、どのように考えておられるのか伺いたしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） お答えさせていただきます。

職員のやる気の醸成という、まずご質問でございますけれども、先ほど村長のほうの答弁にもございましたとおり、職員の育成につきましては、人事評価等を行っておりますので、こちらの評価に基づく管理職からのアドバイスそういったもの、それから、毎年11月に職員から意見を

聴取するという事で、身上調査というものを行っております。この中で、いろんな意見を職員から書いてくださいということで出させていただいておりますので、こちらのほうでも職員の考え等を酌み上げ、やる気の醸成確保ということで図っているところでございます。

また、この身上調査につきましては、この中で職員の異動等も希望として書くように欄が設けてございますので、そういったところで、自分は、次はこういったところをやりたいとか、そういったところを書いていただくことによって、全体的に希望どおりにはいきませんが、次の年の人事異動等につなげて、そういったところで職員のモチベーション、やる気等が最大限に発揮できるようにして、配置の見直し等につなげているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 様々努力をされておられるようでありますけれども、人事異動を定期的に行うことは、業務の固定化や士気の低下防止、職員の潜在能力の開花、また職場の活性化などにつながっていく様々な利点があるのではなかろうかなと思います。

そういったところの考えと伺いますか、人事異動で職員たちを成長させる、そういったことについての考えを伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） やはり職員の人事異動というのは必要なものであるというふうに考えております。やはりやる気をずっと継続させていく上でも、やはり違った仕事、建設課であるとか、総務課であるとか、住民福祉課であるとか、いろんなところを経験することによって、人間としても、村民の方々と接する中でも、そういったところで仕事をやる中で育っていくと思いますので、そういったところ、ぜひ必要じゃないかなと思いますので、そういうふうに人事異動を通じて職員の育成というものも図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 人事異動、今までは村の評価、いろんな人さまのご意見等聞いた上でされているようでありますけれども、最終的には村長の権限だろうと思いますが、また村長になって一番楽しいのが人事だそうでございますので、どうか分かりませんが、村長自身が本当に職員の能力とか、そういったことを分かった上で行うのが一番ベストではないかなと思いますが、考えを再度お願いします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 議員言われるように、人事異動というのは、村にとっても、職員本人にとっても本当に大切なものでございますので、あらゆる手段を講じて、その方について情報を収

集した上で、きちんとした、私一人ではなくていろいろな人の意見を聞きながら、人事異動に対しては、今回させていただこうと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 先ほど総務課長も言われましたけれども、自発的に目指す姿勢、つまりやる気だろうと私もそう考えますけれども、大きな成果を得るところにやっぱり問題があって、追及していくべきだろうと思います。

次、行きます。

多様化する住民ニーズを的確に捉え、村民の知恵と力を行政運営に反映していくため、住民参加の機会、拡充が求められていると思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） それでは、お答えさせていただきます。

7月豪雨を受けて、より住民と行政が互いに尊重し合いながら、対等な立場で復興に向けて協働で取り組む必要があると考えております。

今後、地域別協議会も立ち上げていきます。その中で、復興に向けての課題や球磨村の将来像をきちんと話を出していただいて、より多くの皆様方の復興に対する意見を聞きたいと思っております。そういうふうには行政のほうにも参画して、住民の方に参画していただいて、復興に反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 職員もやっぱり村民の立場で地域活動への参加、行政との協働に努めていけば、行政の立場で見えなかったところが見えてくるのではなかろうかなと思います。そういったことで、優れた職員に育っていくのではなかろうかなと思います。

次、行きます。

住民との協働の村づくりを推進するためには、行政と村民との信頼関係を築き上げることが求められていますが、どのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、議員言われるように、村民と行政との信頼関係というのは、村づくりのためには本当に必要なものだろうと思います。

今後は、これまでコロナ禍でできなかった住民懇談会とか、地域別の協議会とかを実施してまいります。その中で、住民と行政としっかりコミュニケーションを取りながら、それを活性化させ、情報共有を行って信頼関係を築いていくというふうにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 今の行政の在り方といいますか、現状が、応援、他町村からも来ておりますので、私も受付等に行きますと、「地元ですか」とかそういう問いかけがあるわけですね。寂しい思いするわけでありましてけれども、そういったことも相手が誰であろうとも、熱心に聞いてやる、そして説明責任を果たして、明るい笑顔と誠実な態度で接していただければ、職員の意識改革等が解決されるのではなかろうかなと思っております。

次、行きます。

次に、消防行政についての質問です。処遇改善等、先ほど質問をしたわけでありましてけれども、本当に頑張っておられるとは重々分かっております。7月の豪雨災害の関係で、消防団の訓練等が実施できない現状の中で、4月から新入団員が入ってきたとき、消防団員も含め、基本訓練ができていないと思いますが、新体制になる消防団の活動はどのように計画されているのか、伺いたいと思います。

また、消防団への加入促進は、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） お答えさせていただきます。

消防団の基本訓練、それから3年度、新体制になったときの消防団の活動ということのまずご質問ですけれども、新入団員の基本訓練につきましては、例年でありますと、毎年6月初旬頃、梅雨の出水期前に夏季訓練ということで、個別に新入団員訓練を行ってきているところでございます。ただ、昨年の夏季訓練につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係でありますとか、そういったところで、この訓練につきましては、年末の全体訓練を実施した際に、個別訓練を実施させていただいたところでございます。

また、3年度の新入団員につきましては、今後、開催予定であります6月頃になりますが、夏季訓練の中で個別訓練を行っていきたく思っております。

それから、2番目の消防団員の加入促進でございますけれども、現時点では、それぞれの消防団、分団ごとに地域を回っていただいて、分団長さんであるとか、消防団の役員さんの方々が個別に回っていただいて、勧誘を行っていただいているところでございます。

ちなみに、熊本県の消防課のほうでも、インターネット等を通じて消防団員の勧誘ということで、そういったところでもご協力いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 私も消防団員だったこともありますんで、団員確保、本当に苦勞

されるんですね。問題は、処遇改善が重要だろうなと思っております。

それから、どうか分かりませんが、消防団員の高齢化が進んでいるのではなかろうかなと思います。若年層の消防団員の確保が課題でありますけれども、円滑な消防団活動を行うためには、一層の、団員が勤めておられるところの事業所の協力だろうと思うんですけれども、そういったところにおいては、お願いはされているのか伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（山口 隆雄君） 消防団員、それぞれ仕事を持ちながら勤めながら、消防団のほうにお勤めいただいているところでございます。やはり事業所との連携、ご理解といったものは、ご指摘のとおり大切なものとなっております。

村といたしましては、以前そういったところで事業所のほうにもお願いした経緯はございますが、現時点では継続的にできていないところがございますので、改めてまた、団員勧誘、消防団の強化というところで進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 今回の豪雨災害で、消防団の装備も多大なる被害を受けたと思いますが、被害状況を教えていただければと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（山口 隆雄君） 団員装備の被害状況ということでございますけれども、今回の災害によりまして、消防団詰所が、6分団14か所中7か所が被災をしております。それから格納庫、積載車の格納庫が20か所中7か所、積載車自体も16台中4台が被災をしております。

それから消火栓も、こちらも現在、消火栓、それから消火水槽について、現在、詳細に幹部会議を開きまして、分団長さんをお願いをしながら今調査を行っております、4月中には全容が判明するということで、今進めております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 分かりました。本当にそういった装備、被害を受けておりますけれども、言えば団員の方々も肉体的、精神的に負担が太かったのではなかろうかなと思います。でもそういった中で、私も被災者の一人でありますけれども、私たちに、やはり温かい言葉をかけてくれたんですね、「大丈夫ですか」とか、本当にそういった消防団員に敬意を表したいなと思います。これからも判断力、機動力に磨きをかけていただければと思います。

次、行きます。

豪雨災害の爪痕、詰所、格納庫への影響はすさまじいものでした。私も茶屋地区の格納庫とか

拝見して、今後どういった対応をしていられるのかなど。どうか元に返されるんだろうと思えますけれども、伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 今回の豪雨災害を受けまして、地元所有の詰所でありますとか、格納庫、消火栓、防火水槽等が被災をしております。修繕等ができない箇所や、そういった修繕等も行わないといったところにつきましては、村の公費解体の手続を今進めている、村のほうで公費解体をできるということで進めております。

それから、また今後の再建につきましては、復興基金でありますとか、いろいろな補助事業等を活用しながら行う予定としておりますけれども、まだ全体のそういった消防関係の復興策が、まだちょっと全容ができていないところもありまして、今後、またいろいろ対策を見ながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当にどうかよろしく願いいたします。

私も消防団員だったんですが、昭和57年の水害、団員として出動していたんですけれども、そのときの水害は、1回出てそれから引いて、また出てきたんですね。そのときに茶屋の詰所に、疲れてみんな壁に寝かかっていたんですけども、2回目があるときはもう疲れて眠っていました。そしたらもう出られんもんですから、裏の窓から逃げたということを、思い出した次第ですが、本当に詰所、大事なもんですね。本当にどうか対応していただければなと。本当にすみません、余談でですね。

東日本大震災において、多数の消防団員の方が犠牲になられたことを踏まえ、救助用半長靴や救命胴衣等の消防団員の安全確保のための装備を充実させると。球磨村においても多くの消防団員の方々が、豪雨災害時に人命救助に尽力されていましたが、ライフジャケットとか、そういった安全装備品等の充実を図る必要があるのではなかろうかなと思えますが、現状を伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（山口 隆雄君） 7月豪雨の際には、多くの消防団員も自らも大変危険な状況の中で、村民の人命救助に従事していただいたところでございます。

村としましては、災害対応のときは、消防団員自身の安全の確保についても、当然、最大限の対応を図っていく装備を整えていく必要があるものと考えております。

現状では、まず流出いたしました消防服とか防火服とか、消防団服、半長靴等、そういったものを早急に元通りに再配備することについて、努めてまいりたいと思っております。

また、今後におきましても、消防団活動における安全装備品とのより充実ということで、団員のほうからも要望等をお聞きしながら、そういったものを踏まえて検討していく必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） どうかよろしくお願いをいたします。

消防団の装備の基準はあると思いますけれども、その中で、追加装備、規定する装備のほかに、地域の実情に応じて救助活動用資機材が必要だろうと、そういったものを配備すべきではなかろうかなと思いますけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（山口 隆雄君） 消防団の装備につきましては、これまでも地域の実情に応じて整備をさせてきていただいたところでございます。今後につきましても、いろいろな補助金等活用して、順次整備していく予定でございます。

また、7月豪雨災害を受け、今後、浸水被害への対応、人命救助等いろいろな状況を想定しながら、必要な装備について検討し、消防力の一層の強化につなげられたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） どうか、入団、活動しやすい環境づくりといいますか、充実、強化をしていただければなと思います。

次に、防災対策についての再質問ですけれども、安全な避難場所、避難所、避難ルートの見直し、そして、浸水深さや避難所などの標識設置についての考えを伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 避難ルート等の見直しということで、ご質問でございますけれども、今回の7月豪雨災害を受けまして、現在、災害の検証を行っているところでございます。これを行うことによりまして、地域ごとに安全な避難所、避難ルートの見直し等が必要になってくると思います。この検証を基に、そういった、再度避難ルート等の見直し等が必要になってくるものと思われま。

今後、この災害の検証を通して、浸水した深さとか、そういったところを明らかにした上で、新たな避難ルートであるとか、そこに標識を設置するとか、そういったところの検討が今後また必要になってくるものと思っております。

以上でございます。



○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 私も、いつだったか知りませんが、前の一般質問で、避難所に避難をされていて被災しますよというような質問をしたことがあるんですけども、本当に災害、計り知れない魔物といいますか、そういった感じがあるんでありますけれども、やはり高齢者や障害者等において、深夜の停電時に避難所までの誘導、どうするのか伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（山口 隆雄君） 高齢者や障害者等の避難ということでございますけれども、村といたしましては、これまでも雨とかいろいろな災害、警報発令が予想される場合については、早めの避難ということで、停電が発生する前、早めの避難ということで呼びかけております。

ご指摘のとおり、夜中での移動というのは非常に、状況によっては非常に危険が高く、高齢者、障害者については、適切ではないというふうに考えておりますので、改めてそういったところを周知徹底していく、あるいはタイムライン等を活用しながら、避難につなげていけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 今まで行政のほうからもいろんな補助金、街路灯の補助金等も出させていただいて、整備を私の地域もしたんですけども、被災して、2灯ぐらいしか残っておりませんけれども、今後そういった街路灯の整備していく中で、街路灯の種類といいますか、太陽電池で蓄電して、いつでも夜はついていると、そういった機器の選定にも、やっぱり気を遣うことが大事ではなかろうかなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

今回の災害で、避難所へ私も行ったんですけども、そこでペット、要するに犬等がおりまして、本当に家族からすれば、そういったペットも家族同様に感じておられるんだろうと思いますが、ペット同行避難は、球磨村の場合は可能なんでしょうか。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（山口 隆雄君） 実際、7月豪雨の災害のときには、受け入れているということでございます。それまで一緒に生活、それから飼っておられたという状況でありましたら、それはもう一緒に来ていただいて構わないかなというふうに思っております。

ちなみに、仮設住宅の場合も、今申し上げましたとおり、被災前まで一緒に飼っておられたところであれば、一応許可をしておるところでございます。ただ、周りの方にもいろいろ配慮をしながら、していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に飼っておられる方からすれば、本当家族なんですね、精神的に寄り添うこともできて、本当に大事なペットだろうなと思います。

やはり、ペット同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要ではなかろうかなと思います。

次、行きます。

河川・道路整備についての再質問です。台風とか梅雨時豪雨で洪水や危険な水位となる球磨川の河道拡幅とか河床掘削、今考えておられますけれども、行政としてどういった考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 球磨川の河道拡幅と河床の掘削についてのご質問でございますが、球磨村内の球磨川は、ほとんどのところが右岸側を国道、左岸側を県道が走っております。川底が岩盤で、急流の景勝地となっております。技術的にも経済的にも、まだ景勝地にも球磨川をいじるのは難しいと考えております。しかし、村民の生命財産を守る治水事業を考えた場合、今回、国土交通省が示された茶屋地区の河道の拡幅や、地下・今村地区の遊水地につきましては、球磨村の中で考えられる治水対策としては、有効だと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に、どうかせんとしよんなか問題ですんで、それは国等が対応していただけるだろうと思いますが、村として、今から観光面とか、そういったラフティングとか、いろんなことを考えておられますんで、美しい景観への再生を進めていかななくてはならない、果たして豊かな自然環境と言えるか、そここのところが気にかかりますんで、もう一度考えをお聞きしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 本当、いろんな事業これから入ってくると思いますけども、球磨村の環境といいますか、その景色を守った上で、できる範囲内でやっていただきたいとは考えております。

この間の国交省からの説明会にも、ラフティングの会社の方が来ておられましたけども、できるだけ早く再建したいということだったので、村も協力しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 次に、簡易水道事業についての再質問ですけれども、幸いにも令

和2年7月豪雨災害時には、火災は発生しませんでした。今後、大地震が発生した場合、発災後、数時間の時間帯における初期消火活動に必要な消火用水、さらには少なくとも飲料水そのものの確保だろろうと思います。つまり、断水を決して生じさせないことだろろうと思います。

水道に対して、消防水利としての消火栓の設置義務が課せられていると思います。現在の消火栓を含んだところの簡易水道の被害状況を伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 現在、渡配水区の茶屋地区を除く全区域で給水を再開しております。茶屋地区の家屋の倒壊が激しく、冠水、給水管の破損が全域で発生しているため、配水管本管に通水することが困難な状況です。

また、当該地区には消火栓が2基設置してありますが、基礎部分の破損等により使用が不可能となっております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に使えるものは限られておるとは思いますけれども、本当に目立つ標識の設置が必要ではないかなと思います。

現在、鶴口地区の水道施設は、被害後に大無田地区から渡大無田線の山側に水道管を露出で布設されていますが、将来はどのようにされていくかを考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 大無田鶴口間の仮設配管の今後はという質問でございますが、鶴口地区までの給水管は被災前のおり、相良橋の本復旧工事に合わせ、橋梁に添架する復旧工事を行い、茶屋地区から鶴口に対し水道水を供給を行います。

また、大無田鶴口間の仮設配管につきましては、相良橋の本復旧工事完了後、撤去する予定でございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） この際でありますので、送水管とか配水本管等において、複数系統管や連絡管、あるいはループ橋等整備し、地震等により地区の管路に被害が生じて、ほかの管路を使用してバックアップして、水供給を行うことができるようにすることが大事だろろうと思うんですね。

で、たまたま今回は、沖鶴橋も相良橋も流出しましたんで、どちらか片方だったら、そういった両方ループ的に考えてあれば、水道も生きていたんではなかろうかなと考えたりもするわけがありますんで。そういったことも考えながら、やってもらえなあと思っているところです。

7月豪雨災害後に水の供給で様々な問題が生じていたと思います。例えば、私の地区でも、あそこが出てここは出ない、どうにかしてくれというような話でありました。

そういったことで、送水管、配水本管等において、複数系統、連絡管、あるいはループ管とか整備して、一部の管路に被害が生じて、他の管路を使用してバックアップして水供給を行う。また、バルブを適正に配置することによって、地震による管路被害に対して、断水範囲を限定化するなどの施設、管路の施設整備について、考えていく必要があるのではなかろうかなあと思います。村長、考えを伺いたいと思いますが。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 施設とか管路の施設整備についてのご質問であったと思いますが。

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインです。災害による断水が発生した際には、住民生活に多大な影響を与えることから、可能な限り、断水区域を最小化することは重要であると考えております。対策として、管路の耐震化や、配水区間の連絡管調整などが上げられます。

しかしながら、本村の簡易水道事業は渡配水区、内布配水区、一勝地配水区、三ヶ浦配水区の4配水区に構成されていますが、区間の延長や地形的な問題により、配水区間の連絡管整備は現実的に厳しい状況でございます。

管路の耐震化につきましては、今後災害復旧工事が完了後に、順次着手することとし、管路を計画するに当たっては、今後の村づくりの方向性も考慮に入れ、規模縮小等を踏まえ、強靱で省エネ、省コストに配慮した管路の再構築を図ることとしております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 水道設備のいろんな機能、バルブとかそういうことを使って、茶屋地区と舟戸地区と切り離す。極端に言えば、茶屋が問題が起きた場合は、もう茶屋は出なくてもいい。バルブで締めることで舟戸へ行き上がると。そういうような対策ができるのではなかろうかなあと。そういったバルブの設置等で対応できる部分是对応していただくようお願いをしたいなあと。

発災時における応急給水に必要な仮設水槽、仮設給水栓、ポリタンクの資機材料等を求める給水車、資機材について、一定量確保、備蓄するとともに、地域で連携する等によって、調達ルートといいますか、検討することも必要と思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 応急給水に必要な資機材の確保、調達についてのご質問ですが、昨年の豪雨災害時では、熊本市、益城町、紀宝町より給水車を派遣していただき、各集落に対する応急給水活動を支援していただきました。また、現在は日赤熊本県本部より給水車1台を貸与してい

ただき、運用しているところでございます。

災害時における他自治体からの支援につきましては、県を通じ、日本水道協会、簡易水道協会に要請することとしております。

資機材の確保につきましては、近隣市町村と資材の共同備蓄並びに共有化を検討するなど、引き続き、関連団体との連携強化を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 水道課といたしますか、今、建設課内にあると思うんですが。今までの技術力の検証とか向上のための計画的人事を育成することが必要だろうと思うんですけども、そういったことを前の課ではうたってあったんですが、建設課へ移行後も同じでしょうか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 水道事業の職員の育成についてのご質問ですが、将来にわたりライフラインとしての水道を維持していくためには、その時々状況に応じ、的確な対応ができ、水道施設の運営に関する専門的な知識や経験を有する職員の確保や育成が重要であると考えております。そのため、職員の異動等によって技術力並びに事故対応能力が低下しないよう、技術力の継承、そして向上のため、今後も計画的に人材を育成していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君、あと3分です。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に前の課のときには、ほかの業務と兼務だったろうと思うんですが、施設の維持管理を行う上でも、この兼務、大丈夫でしょうか。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 今回、昨年11月、水道係、建設課に配属されましたけども。今現在、災害を中心に、村の簡易水道だけではなく地区の水道関係も含めたところで、応急復旧、今後、今度は本復旧に入っております。その関係の専属した水道事業ということで、しばらくは水道係はそれに専念するような感じになると思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に球磨村の場合は、極端に言えば、業者に丸投げの状態ですから、心配ないんだろうなと思いますけれども。

農地農業用施設の災害復旧についての再質問です。

農地は被害を受けていないが、頭首工用水路の被害で営農できないところもあろうかと思えます。また、復旧を急げば次の作付に間に合う農地農業用施設を、早急に復旧する必要がある場合

に活用できる査定前着工の制度があるようでありますけども、伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 査定前着工の制度についてのご質問でございますが、この制度は、応急仮工事と応急本工事がございます。応急仮工事は、そのまま放置すると被害が拡大するおそれがある場合に行う仮設的な工事で、応急本工事は査定を待たずに災害復旧工事を実施する事業であります。

どちらの工事にも、復旧事業費が40万円以上であることや、着工前に県や農政局に協議し、承諾を得た後に着工となるということでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君、最後の質問にしてください。

○議員（6番 舟戸 治生君） もう質問はしませんけれども。スマート農業なんですけれども、メリットもあるし、デメリットもあるということを肝に銘じていただければと思います。

私も復興できることを願い、一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君の質問が終わりました。

-----  
○議長（多武 義治君） 午後からの質問者が私になりますので、ここで議長を代わっておきたいと思えます。

議長に舟戸治生君を指名します。舟戸治生君、議長室へ移動をお願いします。

○副議長（舟戸 治生君） 議長が一般質問されるということでありますので、これから議長を務めますので、よろしく願いをいたします。

本会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。午後1時から再開します。

午後0時06分休憩

-----  
午後0時59分再開

○副議長（舟戸 治生君） それでは休憩前に引き続き本会議を再開します。

一般質問を行います。

8番、多武義治君。質問時間は60分です。8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） それでは、一般質問を行います。

昨年の7月豪雨から、はや8か月が過ぎました。現在では公費解体も進み、今年9月頃の完了の予定となっております。

今被災者の思いは、公費解体後の宅地をどうするのか、また新たな宅地をどこに求めていくのか、さらに浸水した住宅地が今後かさ上げなどの計画があるのか、ないのか、被災者にとって今

一番知りたいことが分からないため、これからの計画が立たず、日に日にいらいら感が増しているように思えます。

復興計画案で、住宅整備に関して8か所地図上に示されてはいるものの、具体性を欠く内容となっております。

そこで、役場のトップとしての行政をリードしていくことも当たり前とは思いますが、一方では、被災者の今一番知りたいことへの期待にも応えなければなりません。村長には行政トップの仕事と、一方では政治家としての被災者に寄り添う両立が求められております。この被災者の思いにどう応えられますか、伺います。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ただいまの多武議長の質問にお答えさせていただきます。

今被災者が求めるものとはというご質問でございますが、これまで村では、村づくり懇談会を1回、村民アンケートを2回実施いたしました。

アンケートでは、多くの村民が球磨村に住み続けたいと回答されており、住宅の再建については、かさ上げや高台等の安全な宅地へ移転希望や、災害公営住宅を求める声が数多く寄せられました。一方、住宅の再建については、まだ分からないとの回答も一定数あり、村民が安心して再建の道筋を立てられるよう復旧復興の方向性をいち早く示す必要があると考えております。

今月5日には、第4回球磨村復興計画策定委員会を開催し、復興計画の内容についてご理解を頂いたところであり、安全な宅地の確保や災害公営住宅の整備といった被災者の生活再建を復旧復興の最優先事業に位置づけております。

また、国、県及び流域市町村から成る流域治水協議会の中で球磨川水系緊急治水対策プロジェクトが示され、球磨村においても河道掘削や遊水地、引堤、かさ上げといった治水メニューが検討されており、今月12、13日に、球磨川沿いの地区住民に対し、治水対策の概要や現地測量に係る説明がなされたところであります。

村としては、被災者お一人お一人の住まいの再建の意向を丁寧に聴き取り、安全な宅地の確保に向けた具体的な場所について、国、県とも連携しながら早期にお示しできるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 再質問をただいまから行いたいと思います。

今日は、今被災者の求めているものとはという、ちょっと漠然的なテーマになってしまいましたけども、少し幅広い、いろんなことを今日は聞きたいというふうに思いますので、よろしくお

願いたいと思います。

その話の中心は、新たな住宅計画というのを基本にお話を伺いたいと思います。

今村長の答弁で、安全な宅地の具体的な場所については、国、県とも連携して早期に示すよう取り組んでいくというような答弁がございました。早期というのがいつなのかということが、被災者がやっぱり一番知りたがっていることではないかというふうに私は思っております。

午前中の一般質問でも、まだ議会のほうには復興計画案、案ということで示されているだけで、村長への答申の実際の復興計画案はまだ示されておりませんが、復興計画の策定、計画期間を令和2年から令和5年という説明もございました。復興のいわゆる発展期間、いわゆる実施期間が主になるだろうと思いますけども、令和6年から令和10年までということの説明があったわけですけども、なかなかまだ令和2年度ですので、令和3年、令和4年度、令和5年度、あと3年間計画策定案と、期間と言われても、これはやっぱり住民はなかなか納得はされないだろうと思います。それは私たち議会も多分納得はしないだろうと思いますので、今日の答弁の中では、ぜひ、少しでも具体的な話を聞かせていただければと思っております。

その中で、復興計画案と今日はあえて申し上げておきます、まだ議会には案しか示されておりませんので、その中で新たな住宅宅地の計画地として8か所が示されております。この渡地区につきましては栗林地区の台地、運動公園そして一王子村営住宅の横付近の田んぼ、そして渡小、千寿園付近と、一勝地地区は柳詰地区周辺と橋詰地区周辺、それと友尻地区と、神瀬はもう「たかおと」と神瀬の中心地を含めた一帯、この8か所が示されておりますけども、この復興計画で示された、まずこの8か所の根拠をお聞かせいただければと思います。それぞれの場所についてお願いします。

○副議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） かさ上げとか宅地造成の候補地に選定された根拠ということでございますけども、まず、村有地であることということで「たかおと」でありますとか、渡の運動公園はその候補地になっております。そして、219沿いの峯または小川とかは国道沿いでもありますし、渡地区の中心地でもあったということもありますが、あと土砂撤去辺りの土砂の仮置場として適切な場所であったということも一つあると思います。そういうところをかさ上げして、将来的には宅地にできればという考えがありました。そして、上の原または栗林につきましては議会のほうからの提案もございましたので、もちろん造成地としてはいいところだということで候補地として挙がったものと考えております。

以上でございます。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 住宅の宅地については、新たな候補地としては、もうまず村有地



を考えるべきだろうと思います。それはもう村有地ですので、まず土地交渉もしなくていい、いち早く事業の展開ができるという点では一番の土地なわけですが、当然ながら民有地もかなり、半分以上は含まれてきますので、最初の土地交渉の説明会、いろんなことを所有者にお願いに行かなければならないというふうに思うわけですが、役場内で、その所有者との交渉そういったものをどこが引き受けて、実際やっていくのかということはどう決まっているんですか。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 用地交渉に向けて担当課が決まっているのかということでございますけれども、一般的に、公共工事に関しましては建設課の中で用地交渉も含めて対応しているところでございます。

今回の復興に向けてということになりますと、今の時点で、その、すぐすぐ動き出すということではございませんけれども、全体的なその住まいの復興という観点で申し上げますと、先般、組織の改正条例案出ささせていただきましたけれども、その中で復興推進課というのを新たに設置をする予定にしております。計画を含めて、全体的な方針を含めたところの対応ということでは、その復興推進課の中で住まいの再建ということでは対応させていただきたいと思っておりますが、実際その次のステップとして事業が始まるということになると、中でのその用地交渉ということでは、また建設課でやるのか、それともその復興推進課の中でやっていくのか、それは、その時点でまた改めて検討させていただきたいと思っております。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） やっぱり事業実施に関して村長もスピード感というふうに言われておりますので、まず一番はもう、まず用地交渉から始まるだろうと思いますので、そういったやっぱり準備を、もう新年度になるんですから早くやっぱり体制を整えていただければというふうに思います。

○副議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） これから住民懇談会、そしてその後に地域別協議会が実施される予定でございます。そこをきちんと、そこで意向調査をした上できちんとした詳細を把握して、できるだけ早くそういう用地交渉なり、そういう段階までいきたいと思っております。

以上です。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 次に、災害公営住宅についてお尋ねしたいと思いますけれども、球磨村の災害公営住宅の建設戸数の限度というのが170戸というふうに聞いておりますけれども、これ、確かな数字ですか。

○副議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） それは確かな数字でございます。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） それで、なかなか住宅、被災者の自己の、個人の住宅建設というのにはいきなりは移行できないと思います。基本、今の仮設団地あるいは災害公営住宅というのを希望される方もかなり多いだろうというふうに思います。

できれば村有地で、そういったすぐできる場所については、渡、神瀬、一勝地も一緒にするのじゃなくして、神瀬の場合は、どうしても埋め立てなければもう話が進みませんので、渡の運動公園中心で平地があるのであれば、そういったところに急いででも計画をすると。3地区一様じゃなくしても、やれるところはやるというような覚悟を持ってやっていただければと思いますけれども。

○副議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今、多武議員が言われるように、神瀬地区では村有地として「たかおと」の跡地、そういうところがあると思います。渡についてはさくらドーム、そして一勝地については、昨日来、永崎団地という話が出ておりますけれども、その中できちんと治水の対策を行った上で、できるところから速やかに始めたいと思っております。

以上です。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 次に、国の治水の説明会について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

ぜひ、副村長がお詳しいのでお願いしたいと思いますけれども、3月の12日、13日両日にかけて、球磨村の住民に対して国交省の治水に関する住民説明会が行われております。内容はもうご承知のとおり、渡地区でいえば山口を含む地下・今村地区の遊水地計画、あるいは茶屋地区付近のいわゆる引堤、そして一勝地地区と神瀬地区の輪中堤かさ上げ、こういった案が、国としてこういうふうな計画をしているということが示されました。

遊水地、引堤についてはもう場所等もよく分かりましたけれども、輪中堤とかかさ上げの場所を国交省の説明資料を見ますと、一勝地に7か所で、神瀬に9か所を数字だけで示されております。場所等は何も書いてございません。

そのとき質問すればよかったですけれども、なかなか、いろいろ質問者の数も多かったのも、まあ、あえてしませんでしたけれども、何か情報が村のほうで捉えられておるならば教えていただければと思います。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 輪中堤、宅地かさ上げで示されています箇所について情報があればと

というようなご質問かと思えますけれども、私どもの国のほうからお話を聞かせていく中で、例えば、その神瀬地区につきましてもそれぞれの地区ごとに説明があったのではなくて、あくまでその図面上で、ここが神瀬1、神瀬2、神瀬3ですよというような説明がございましたものですから、できればそこにきちんと地区名を記していただかないと、その住民の方々もお分かりにならないのでということで申し上げましたけれども、その、今の説明といたしましては、あくまでその緊急治水プロジェクトで事業予算といいますか、それを確保する中で、図上で、何というんですか、選定をしたということでございます。

ですので、先般のその説明会の中でも鶴口辺りが入っていないんじゃないかというようなお話もございましたけれども、確かに今示されている中には、ここは入っていないところもあるし、ここが、例えば馬場とかその辺も入っているところがございましたので、そこは今後説明でもありましたように、実際現地で、現地に入ってその調査をした上で、最終的にどこを候補地とするというのはこれから絞り込んでいくのでということで、あくまで、これに今載っているからやります、載っていないからやりませんということではないということでございまして、基本的にこれまで治水対策の中で宅水防事業、あるいはその道路に絡めてのかさ上げ等実施をされておりますので、そこがまずは基本になるんだろうということで承知をしておるところでございます。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 話は分かるんですけども、まあ、一勝地7か所、神瀬9か所ともう書いてありますので、それは国交省でも多分分かっていることだろうと思います。

球磨村の住民説明会の後が芦北だったんですけども、芦北は、もう個別に、白石地区、簸瀬地区、告地区、もうその事業の個別で国交省の説明会が行われておるということを熊日の新聞で知ったわけですけども、芦北には個別に、その集落ごとに提示されて、なぜ球磨村にきちっとその箇所が提示されないのか、なかなか不思議でならないわけですけども、もう1回国交省のほうと打ち合せていただいて、早くやっぱり示していただかないと、ここが国の事業、以外は今度は村の事業になってきますので、その辺はもう強く求めていただければと思いますが、いかがですか。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 議員ご指摘のとおり、今まだ曖昧な表現になっておりますので、今後、既に国土交通省や八代河川工事事務所のほうでは、現地調査のほうの事業に実施を入るということでございますので、そこでもう少し具体的に、ここに調査を入りますというような提示がなされるはずですので、その情報は早めに村のほうにも頂いて、お示しができればと考えております。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） ぜひ国交省には聞き出していただければと思います。

輪中堤かさ上げ、遊水地と引堤はもう大体分かりますけども、輪中堤かさ上げ事業、まあ、集

落の単独とか、例えば神瀬地区の場合で考えてみたいと思いますけども、神瀬地区の水害の様子は国道が大体四、五メートル浸水、その浸水がちょうど私の家ぐらいで大体ぎりぎりだったというふうに思います。で、国道からすれば私の家が大体5メートルぐらいだろうと思います。

そういった仮定でお話をさせていただきますけども、国事業分、国交省がやると決まったならば、その国の事業分がいわゆる治水対策実施後というふうになっております。要するに、相良村の川辺川流水ダム、これが今県が国に要望を出しているだけのまだ段階。で、遊水地計画、それが今から住民との交渉、まあ、どういったその地域、地域が合意形成になるかよく分かりませんが、そういったこと。河道掘削については、もうこれ国交省、川はもう国交省、国の管轄です。ですのでこれはもうすぐできるだろうと思いますけども、非常に、流水型ダムあるいは遊水地、不透明な部分がありますので、それが解決してからこの遊水地がオーケー、この遊水地はもう住民の合意形成ができなかった、流水型ダムはこういった方向でやりますと決まって、ようやくその計算をして、神瀬の場合は5メートルだったけども、この対策後3メートルになりますというふうになるわけですね。

じゃあ、国が3メートルのかさ上げをしたときに、神瀬全体地がかさ上げができませんので、前のその浸水の幅に達しませんので、それ以外は村がやる事業になるというふうに思いますけども、そういったこのかさ上げの考え方についてちょっと説明していただければと思います。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） かさ上げについての考え方をというようなご質問でございました。

今、神瀬地区を例に取ってということでお話でしたが、基本的には、まず計画高水位というのがございます。で、その計画高水位に従いまして、それぞれ球磨川沿川で、これまで宅防水事業ですとか、神瀬事業の、その国道と並行したかさ上げ事業が実施をされてまいりましたということがございますので、一つ、この計画高水位、堤防なり、かさ上げでカバーしている今高さがありましたと。で、今回の7月豪雨災害で、それを結局、堤防を越水する、あるいはその国道をはるかに超える、今お話でありますと、例えば4メートルを超えたというような高さで実跡の浸水被害が発生をしたということでございます。

今回、今国の緊急対策、治水対策プロジェクトで進められておりますのは、その対策実施後の水位というような表現がございますけれども、その対策実施といいますのは、全ての、あらゆる治水対策を実施をするということですので、河道掘削、それと遊水地、引堤、それに加えて田んぼダムですとか、最終的にはその流水型ダム、それと市房ダムの再開発というようなものも含めて全ての対策が実施をされた後に、その4メートル上がった水位が2メートルまで下がりますというようなことだろうと思っております。

その対策後水位の今暫定値としましては、川辺川ダム、その貯留型ダム、これまで検討されて

おりました貯留型ダムの数値を置き換えて今暫定値として計算をされているというような状況でございますので、これが、その貯留型ダムが今後流水型ダムに置き換わるということになりますので、そこを計算をし直して、その対策後水位というのが決まっていくということですので、それはもう、あくまで現時点で計画をしておる全ての対策を実施をするということでございますので、議長今お話のありました、ここは駄目ということではなくて、もう計算する時点では全てをやり遂げるんだというような前提の基にその数字が、じゃあ、2メートルなのか、1メートルまで下がるのかというのが今後出てまいろうかと思っております。

ですので、そこにどの程度の時間がかかるかということですが、ここに時間がかかってしまいますと、結局かさ上げ事業にまだ取りかかれぬという形になってしまいますので、ここはでき得る限り速やかにといいますか、もう可及的速やかに、もうすぐにでも国交省のほうにはそこを引き直していただきたいというのが村の考えでございます。

それを前提としまして、そのかさ上げをどういった形で対応するかということですが、今のその国の考え方の中では、現況の計画高水位プラス、まあ、余裕高、見てありますけれども、そこからその対策後水位がどれくらい上がるのかということでございますけれども、これは当然、その対策後水位までは国の責務において実施をしていただくものと思っておりますが、そこがまだきっちり国のほうから示されておりませんので、また今後、今月末にまた治水協議会、最後が開かれるかと思っておりますので、その中でどういう説明があらうかということでございます。

今の、その先ほどの対策後水位の暫定値でいきますと、渡地域、人吉からその渡地域までは、あらゆる対策を実施すれば今の堤防の天端高よりも下回るというようなところでございますので、ここは、その堤防を高くするとか、そういった話は今のところはないんだらうという認識をしております。

ただ、渡から下流域にいきますと、対策を全て実施してもそれを上回る場所が出てくるということなので、そこはかさ上げをしていくんだということが、まず、河川事業としてかさ上げをやり出すということになりますので、神瀬地区で今暫定的にどうなんだというところが、すいません、ちょっとまだそこが正確に把握をしておりませんが、先ほどの話でいきますと、その対策後水位が今の現況高を上回っておれば、そこまでは国の費用負担の下に実施をしていくと。あとそれを上回る部分につきましては、結局、実際そこから浸水しておりますので、そこをどう見ていくかということでございますので、そこは、その地域の皆さんとお話をしながら、ここは実質、もう村の単独の負担という形にならうかと思っておりますので、そこを、じゃあ、どこまで見ていくんだというのはいろいろ議論を重ねながら、神瀬地区、こう、なだらかになっていまして、今国道から若干下がって天井川的なところになっておりますので、その部分はかなり2階の屋根までとかいう浸水被害は生じておりますので、そこを全体的に埋め上げるのか、ま

あ、埋め上げは当然かさ上げをするんだろうと思っておりますので、じゃあ、その浸水範囲を低減する中で、どこまでそのプラスアルファを見ていくのかということとは皆さんと十分話し合いながら、まあ、村の財政状況もありますので、そこも兼ね合いとは、一つのポイントとしてありますけれども、そういった観点の下にいろいろ話し合いを重ねていくということになるんだらうと思っております。

すいません、ちょっと難しい単語とかいろいろありましたので、私も説明しながらなかなか難しいところもありますけれども、以上でございます。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） この前私も説明会で聞いていて、なかなかこう分からないところがありましたものですから、特に、質問者の方々の中で一番質問が多かったのが、治水対策実施後、いつなのかということをよく聞かれておりました。

結局、国交省はもう何も答えはありませんでしたけれども、まあ、副村長、国交省の方じゃございませんけれども、今さっきちょっと触れられたと思うんですが、この治水対策実施後というのはどの時点なのか、まあ、ちょっとお分かりになれば、こういった考えだという思いがあるならばちょっとお話しいただければと思います。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 治水対策後が、じゃあ、いつなのかというようなお話でよろしいんでしょうか。

治水対策実施後ということになりますと、先ほども申し上げましたように全ての対策が完了した後という形になりますので、今の国交省の説明では流水型ダム、それと市房ダムの再開発が完成した時点という形になりますので、今の想定の中では、この今回の、その緊急治水対策プロジェクトとしてはR11年度までということで、今回のそのR3、今年度の出水期までと、R11年度までを第1段階、第2段階ということで分けております。で、そのR11年度の段階では、表を見ますと、まだ流水型ダムは完成していない、矢印はこう、ちょっとおぼろげに消えかかっていくみたいな形になりますので、最終的にはその新たな流水型ダムが完成した時期という形になりますので、それが11年度までに完成するかどうかというところですが、かなりそこは時間的には厳しいのではないかという判断をしております。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） まだ現時点、今、令和2年度ですけども、熊本県知事が国に流水型ダムの要望をしているだけのまだ段階ですよ。で、これからどう国が対応するかということですが、まあ、ダムを造ることになればどういったダムか、熊本県の要望に沿ったダムなのか、あるいは違うダムなのか。要するに環境アセスメント、あの付近一帯の、あるいは相良村

との協議、当然、その五木村との大きな協議も待ち受けているわけですね。そのほかにもダム反対、いろんなそういったこともクリアしていかなければならないだろうというふうに思いますけども、そういったことを考えると、そこまでに5年、それでダム建設にまた5年となれば、結局10年かかるわけですね、端的に考えても。で、その後かさ上げをしますと言われても、とてもその、まあ、ちょっとやっぱり無理な感じが受けております。

それ、まあ、もう10年すれば、神瀬に限らずかなり人口も極端に減っていくでしょうし、果たしてそのかさ上げする意味もあるんだらうかというふうに思いますけども、そういったことで考えとってよろしいんでしょうか。ぜひ、強い要望として、国交省のほうには、急いでくださいぐらいの感じをやっぱり言っていただければと私は思いますけども、いかがでしょうか。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） すいません、ちょっと先ほど私の説明が不十分なところがありまして、緊急治水対策プロジェクトの実施計画、先ほど第1段階、第2段階、R11までということでも申し上げましたが、今の国の説明の中では、第1段階、これがいつまでかというのは示されていないんですけれども、前期、後期というような分け方の中で、その前期の中で、もう宅地かさ上げについては完成させるということの表記がございます。で、それと併せて遊水地、引堤等に必要な用地確保に着手をします。その第1段階の次のステップとしてのその第2段階として、引堤、遊水地を完成させるということと、流水型ダムの進捗を図るということでございますので、その全てが完成した後にかさ上げに入るということではございませんで、かさ上げ自体につきましては、先ほどのその対策実施後の水位が確定すれば高さが決まっていますので、あとはそれをどこまで上げるかというふうな話の中で、これにつきましてはもう早急に調査が終了して、設計物が出来上がれば実施に入ると。

公共事業ですと、結局、その用地補償が終了しませんと、次の実際の工事にかかれないということでございますので、工事の完成時期よりも格段にそこは、皆さん、地権者といいますか、そういった用地交渉のほうには先に入るといような形になりますので、そこに早く入るためにも、議長おっしゃられるとおり、もう国には強く、そのスピード感、迅速さというのは求めていきたいと思っております。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 治水対策実施後の、この意味をぜひ国交省と詰めておいていただき、3月後半に予定されている住民説明会では、その辺のところはやっぱりきちっと説明をしていただかないと、ここ、非常に肝心なところなので、これ、よろしくお願いをしたいと思います。

ちょっとまた戻りますけども、神瀬地区、住宅、宅地の候補地として「たかおと」あるいは浸

水した神瀬の中心地一帯が計画をされているわけですが、国のかさ上げ事業、そしてそれにかからないところは村の事業になってくるといふふうに仮定した場合に、「たかおと」はもう村有地ですので別に何も関係ないわけですが、神瀬中心地に関しては一部村有地はございますけども、ほとんどが民有地、それぞれ空き家含めて多様な所有形態になっております。で、当然、まだ相続もできていない土地もかなりあるだろうといふふうに思いますけども、結局、相続をしないと次のステップに移れないのかどうかということをちょっとお尋ねしたいと思いますけど。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 実際事業入る上で、土地の所有権、まだ相続登記あたりをしていないところへの対応といったことでございますが、今回の事業が、純粹にそのかさ上げ事業だけでいくものなのか、あるいはそのまちづくりも含めたところで、道路等も含めて再配置をするような計画になるのかというところで異なってくるかと思っております。

基本的には、今まで水防事業で、すいません、例えば宮園ですかね、宮園は恐らくそのかさ上げだけを実施をした、ジャッキアップをして実施をしたということだとすれば、土地の筆界といいますか、境界線をいじらなくて、ただそのまま上に上げますということであれば土地の買収等ということは発生をいたしませんので、そのジャッキアップに要する費用ですとか、一旦その仮住居に行って、戻りにかかる動産の転移、仮住居の費用ですとか、そういった費用が発生してくるということでございますので、いわゆる物件に対する保証契約だけになろうかと思えます。ですので、ここはその所有権を、土地の登記をいじるということではございませんので、すいません、実際その現場に入るときに、じゃあ、そこをどこまで求めるかというのは、すいません、ちょっと私今の時点ではっきり申し上げることはできませんが、土地の相続関係まで求めるということはないかと思っております。

一方で、その宅水防事業で、その道路網含めて再配置をするとかいう形になりますと、そのかさ上げの事業に加えていろんな事業を組み合わせるといふことになりますと、土地の買収を要するというケースが出てくるのかもしれませんが、それは、実際どういう事業でそこをやるのかということだろうと思っておりますので、そこで、その土地の買収という形が必要になりますと。当然、そこは所有権のあられる方全員の登記が、相続登記はなくとも、まあ、相続登記を事前にしていただくということであれば、実際のその所有者の方と契約をすればいいんですけども、まだ相続登記がしてなくて従前の2世代前、3世代前の方の所有者の名義ということであれば、相続名義人の方全員の承諾が必要になるかということになるんだろうと思っております。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） まあ、よく分かりますけども、理想を申し上げれば、かさ上げ、土地はやっぱり村が1回買収して、理想ですよ、買収して、後、住宅を造りたい人に分譲をする



と、区画整理をして、これが多分一番の理想だと私は思います。というのも、やっぱり空き家が3割、4割、3割、4割の間ぐらいでしょうか、神瀬の場合、そういったところもございまして、当然、そのかさ上げしても、元空き家のところはもう当然住宅は建たないわけなんです。それよりもきちっと区画整理をして、造りたい人に分譲すると、そういったことになるので、そこに住んでいた人だけではなくて大岩地区も危険だから下に移ろうだとか、いろんな、こう選択肢が出てくるわけでございますので、理想はそういった形が私はいいんじゃないかというふうに思いますけれども、可能か不可能なのか、その辺ちょっと見解をお聞きしたいというふうに思いますけれども。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 事例として申し上げますと、私がおりました熊本地震のときの益城町につきましては、役場周辺をもう区画整理事業を入れまして、今まさしくおっしゃられたような形で、いわゆる区画整理事業ですので、組合でいくのか、公営でいくのかということがありますが、一旦購入をして、その、分譲といいますか再配置をして、公共事業分については保留地という形でというような形がありますが、それはあくまで都市計画事業の都市計画法に基づく土地区画整理事業という国の事業がある中で事業実施をしたということでございます。

今回、この球磨村につきましては都市計画区域に入っておりませんので、いわゆるその区画整理事業というのに、対象にはならないんじゃないかと思っておるところでございます。ですので、その村が買い上げてするというときに、どういった事業が当て込めるのかということだろうと思っておりますが、今の時点でそれが可能であるか可能でないかというのは、ちょっとすみません、判断ができないところがありますので、お答えはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） この件は、またいろいろとお聞きをしたいと思っております。

次に、今月の後半に、19日から、もう今週からでしょうか、球磨村の住民を対象にした説明会が開催をされる予定となっております。

そういった中で、多分いろいろ意見が出てくるだろうと思っております。で、渡のほうからの、ちょっといろいろ声があって、今の一王子団地、課長も何人が住まれておるかというふうに思いますけれども、あの住宅に関しまして、まあ、やっぱり若いご夫婦の方から、何人かですけども、ここはかさ上げの計画はあるんですかという質問をよく受けます。あそこはローソンの前で、国道から1メートル80ぐらいですかね、ちょっと高くなっておりますけれども、基本1メートルから2メートルぐらい、浸水をした住宅地でありますけれども、かさ上げの計画と言われても、ちょっと今のところは分かりませんという答えしかできないんですけども、村のほうとすれば、どうい

った考えでおられるのかということをお聞きしたいと思います。

中には住宅を壊した方もおられますし、リフォームをされている方、そのままの方それぞれです。その辺の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（舟戸 治生君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 一王子団地につきまして、かさ上げの計画等がどうなのかということですが、先ほど、ご説明をしたときに、対策実施後の水位というような話を申し上げました。

今、渡の人吉塚から小川のところまでは、対策が実施をされれば今の堤防高よりも上回る、今回の7月豪雨と同程度ということでございます。

今回、遊水地の案が示されております。理論でいきますと、球磨川沿いの本流の堤防はいじらずに遊水地の国道側といいますか、そこに周囲堤を設けて遊水地という囲みを造ります。その周囲堤の高さというのは、現況の本川の堤防高と変わらない高さであります。そこに、本流側の堤防のところをちょっと掘り込んで、いざというときの遊水地ということで本流から水を入れ込むということでございますので、遊水地と言われているところの国道に近い側に新しく堤防といいますか、それが構築をされる。

ただ今後の話の中で、JRの肥薩線の高さはどうするんだ、国道の高さはどうするんだということの議論はあるかと思いますが、ちょっとそれは別の議論としまして、となりますと周囲堤が、より国道に近いところに行けるとすれば、その高さで、先ほど何年かかるか分からないという話がありましたが、全ての対策が実施をすれば、堤防を越えることはないというような話になります。

今回、村として、先ほど8か所ということで、これはあくまでも候補地ということでございますので、全て宅地として何がしかの造成をするとかいうことではございませんで、この中で、いろいろお話をお聞き取りをしながら、じゃあどこに絞り込んでいくのかというような話になりますが、といったところは当然、村として対応しないといけないと思っておりますが、一王子団地含めて、それ以外のところにつきましては、現時点でそこをかさ上げをするとかいうような計画は、今のところはないといいますか検討していないという状況だろうと思っております。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） やっぱり、いろんな憶測で住民の方もおられますので、ある程度、今度の住民説明会のときには、村が思っていることでよろしいと思うんですよ、今のところはもう考えていないとか、それだけでその方は右か左か真ん中かに進められるわけですので、ぜひ問題を先送りするのではなくして、思っていることは、はっきりと言われたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

次に、いわゆる渡小学校と千寿園、あの付近、村有地のかさ上げについてですが、なかなか午前中の質問にも教育長答えられておりましたけども、渡小学校にするのか宅地にするのか分からないというような答えだったんですが、分からないまま、さしよいかさ上げをするということもどうかというふうに思いますので、例えば、かさ上げした、じゃあそこに小学校をつくることになりました、小学校をつくる場合には、また2メートルかさ上げしなければ駄目ですよとか言われた場合に、目的が何なのかというのをきちっと定めてかさ上げをしないと、やっぱりいけないんじゃないかというふうに思いますけども、この辺どう思われますか。

○副議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今言われる小川とか島田地区に関しましては、今のところ一応宅地の候補地にはなっておりますけども、具体的なことは、今のところ何も決まっていない状況でございます。

学校につきましても、学校の問題というのは渡地区だけの問題ではなくて、球磨村全体の問題だと思っておりますので、その辺は本当に慎重に、そして教育を受ける児童生徒たちのことを一番考えて、統廃合とかの問題もありますので、きちんと考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 今度の住民説明会で復興計画案を説明されるんですよ。ここは住宅のかさ上げの対象地ですと、復興計画の中に示してあるのに分かりませんという説明では、やっぱりちょっと、多分、住民の方には大変失礼だろうというふうに思いますので、こういったことを質問しているわけですので、その辺のところはもうちょっと内部で整理されて、住民説明会に臨んでいただければと思います。

もう時間もありませんので次に移りますが、次に、地域別協議会の立ち上げ、ぜひこれやっていただきたいというふうに思いますけども、これ地区割の案というものは持っておられるんですか。

○副議長（舟戸 治生君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） 昨年度まで防災ブロック会議というのを渡地区、一勝地地区、神瀬地区、三ヶ浦地区、それから高沢校区というところで実施しておりましたので、まずはこの5地区を母体として第1回目を開催させていただいて、それから地域の事情、被災の状況等がそれぞれ違うと思いますので、統廃合ができる地域は統廃合をすると、そういった形で小さい単位でも可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 渡と一勝地はもう言いません、神瀬地区の場合だけちょっと申し上げますと、神瀬の場合は中心地を中心に、かなりの浸水被害がっております。堤岩戸、神瀬一、二区と木屋角と上原、この5地区、ここについては別にしていただかないと、地域地域で話の材料が全く違いますので、そのほかの地域はインフラ避難で、錦にほとんどというか仮設に移っておられます。それは自宅があって、錦は、またインフラ避難ということで移っておられます。そこはまた別にして、それと大瀬と、いわゆる葎、ここは住宅被害がございませんので、ここもやっぱり別がいいと思うんですね、2地区ではあるけども。

話が全く、質問も全く違うと思うんですよ。それよりも、そういった質問が集中できるような地域割にしないと、いろんな話が交ざってきますので、ぜひ神瀬に関しては、その3地区でも最初からやったほうがいいというような感覚を持っております。

スピード感なので、最初に全体、そして今から考えていくというようなことじゃなくして、そういったことに気づいてもらって、最初から地域割をきちっと、渡、一勝地もしていくべきではないかというふうに思います。

神瀬でいえば3地区、浸水した地区、そしてそのほかのインフラ避難の地区、そして被害がなかった大瀬と——住宅に関して被害がなかった大瀬と葎、そういった3地区に分かれてすれば、かなり意見も集中して聞けるんだろうと思います。よろしいですか。

○副議長（舟戸 治生君） ふるさと創生課長、高永幸夫君。

○ふるさと創生課長（高永 幸夫君） まずは、5地区で開催させていただいて、ぜひそういったお話を地域のほうから上げていただいたほうが、非常にいいかなというふうには思っているところではございますけども、ぜひ参考にさせていただいて、今後検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 地域と言っても地域の代表者でございますので、ぜひ申し上げておきたいと思えます。

次に、運動公園、トレーラーハウスは別として、建設型の仮設住宅が百何十戸かあると思えます。これからの災害公営住宅も計画をされておりますけども、特に被災者の方で家をこれから新築しようという方、かなり限られてくるだろうと思えます、かなり。

そういった中で村の場合、やっぱり年金の生活者、低収入の方もたくさんおられるわけがございますので、仮設は基本2年、延長も可能という、この前の一般質問のときの答弁もございましたけども、ぜひあそこは県から払い下げをしていただいて、災害公営住宅に入れないような、災害公営住宅となれば家賃がきちっと発生して、ある程度、高いだろうというふうに思えますけど

も、あそこの場合は仮設でありますけども、20年、30年、まだもつような施設でもございますので、家賃を、例えば1LDK5千円とか、2LDKで8千円とか低価格にしながら、住まいの再建をしばらくはそこでしていただくというような方向が必要だろうと思いますので、かなりやっぱり心配されておりますので、2年、2年と、もう頭の中に離れられずにおられますので、その辺のところは、きちっと対応していただければと思います。

○副議長（舟戸 治生君） 議長、残り3分です。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 議員の言われることは大変分かります。村としても、そのような考えを持ちながら対応していきたいと思います。

以上です。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） 最後の質問にさせていただきます。

ちょうど水害のときに、神瀬保育園あるいはそのほかもあったと思いますけども、避難所が運営できずに、その避難所におられた方を含め大多数の方が神瀬保育園に来られて、正味4日だったと思います、そのお寺が全て、食料といたしますか、2つのお寺ですけども、食料、そういったものを提供されておりました。これは、神瀬保育園は非常に大々的だったんですが、ほかにも集会所とかいろいろあったかと思います。

何らかのお礼じゃないですけども、やらなければいけないというふうに私は思いますけども、調査をされて、村としては全くしないというような答えももらっておりますけども、なかなかやっぱり住民の方からも、いろんな意見を今でも頂きます。

そのことに関して、もう一回、総務課長からでもお答えいただければと思います。やらないのか、検討するのか、どっちか。

○副議長（舟戸 治生君） 総務課長、山口隆雄君。

○総務課長（山口 隆雄君） 被災当時、いろんな方がご支援頂きました。ご質問にありましており、保育園の方も大勢の避難者を受け入れていただきまして、非常に手厚く避難者を保護していただき支援していただきました。

村といたしましても、非常にそこについては気持ちとしては、非常にありがたいという気持ちを表したいところがございますけれども、先般、ご答弁させていただきましたとおり村全体を調査させていただきまして、非常にそういった組織的といいますか、保育園のところから、あるいは個人的なところから、非常に多くの方がご支援頂きまして、非常に多岐にわたるということでございまして、そういったところを一律に同じような基準を設けてというのが、非常になかなか困難なところもございましたものですから、今回については、支援については皆様ボランティアでやっていただいたということでご了承いただきたいということ、お願い申し上げ、広報のほう

にも村長のメッセージとして挙げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君。

○議員（8番 多武 義治君） はい、分かりました。そこはもう村が、今度避難所としてもお願いしているところですので、やっぱりよくお考えになって、物事は発言していただければと思います。

これで終わりたいと思いますけども、村長には冒頭申し上げましたとおり、行政の長としての仕事と、やっぱり一方では政治家としても半分仕事があるわけですので、やはり被災者、住民の負託に応える、そして強いメッセージを出すということも政治の仕事だろうというふうに思いますので、この2面があるということを、ぜひ心の中に持っていただいて、今後対応していただければと思います。

一応、一般質問終わります。

○副議長（舟戸 治生君） 8番、多武義治君の質問が終わりました。

---

○副議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日3月18日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午後2時01分散会

---